



# 埼玉県報

第 2 4 3 4 号  
平成24年10月19日  
金 曜 日

## 目 次

### 規則

- [埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則\(森づくり課\)](#)

### 告示

- [予算の公表\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [平成24年7月から9月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況\(入札執行課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県准看護師試験の実施に関する告示\(保健医療政策課\)](#)
- [見沼代用水土地改良区の役員退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [箕和田用水土地改良区の役員就退任届\(川越農林振興センター\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [人間都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [草加都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧\(公園スタジアム課\)](#)
- [県道本庄妻沼線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定の変更\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(東第4区\)の選挙期日等\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(東第4区\)における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(東第4区\)につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(東第4区\)における選挙運動に関する支出金額の制限額\(選挙管理委員会\)](#)

## 規 則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六十八号

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第二条第一項第三号中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百十九号

埼玉県議会平成二十四年九月定例会において議決された平成二十四年度埼玉県一般会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十四年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成24年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）

平成24年度埼玉県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,315,739千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,681,037,739千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 使用料及び手数料		15,434,249	1,521	15,435,770
	1 使用料	4,961,673	1,521	4,963,194
9 国庫支出金		152,477,003	107,770	152,584,773
	2 国庫補助金	39,582,091	107,770	39,689,861
12 繰入金		110,076,127	142,672	110,218,799
	2 基金繰入金	106,047,161	142,672	106,189,833
13 繰越金		500,000	82,776	582,776
	1 繰越金	500,000	82,776	582,776
15 県債		299,152,000	2,981,000	302,133,000
	1 県債	299,152,000	2,981,000	302,133,000
歳入合計		1,677,722,000	3,315,739	1,681,037,739

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		88,022,943	87,984	88,110,927
	4 環境費	12,196,638	87,984	12,284,622
5 労働費		9,908,675	29,592	9,938,267
	1 労政費	6,212,028	29,592	6,241,620
6 農林水産業費		23,620,800	5,500	23,626,300
	1 農業費	9,361,026	5,500	9,366,526
8 土木費		112,597,760	94,489	112,692,249
	1 土木管理費	11,732,279	11,137	11,743,416
	2 道路橋りょう費	46,245,872	13,450	46,259,322
	3 河川費	27,794,570	8,522	27,803,092
	4 都市計画費	22,251,797	61,380	22,313,177
9 警察費		140,149,456	3,015,374	143,164,830
	1 警察管理費	128,830,000	2,887,460	131,717,460
	2 警察活動費	11,319,456	127,914	11,447,370

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		62,620	82,800	145,420
	1 農林水産施設災害復旧費	51,200	82,800	134,000
歳出	合計	1,677,722,000	3,315,739	1,681,037,739

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
県庁通り環境整備	平成25年度	21,000



第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
省 エ ネ ル ギ ー 設 備 等 整 備 促 進 事 業	43,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
都 市 環 境 整 備 事 業	32,000	同 上	同 上	同 上

変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
県 単 独 公 園 事 業	1,523,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,542,000			( 補正前に同じ。 )
警 察 署 庁 舎 建 設 事 業	840,000	同	上	同	上	3,727,000		( 同 上 )

## 告 示

埼玉県告示第千四百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いちご福祉会

三 代表者の氏名

山崎 豊

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市安行慈林九百九十六番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活していく上で援助を必要としている精神障害者に対して、自立生活が出来る様に生活支援事業を行い、また、精神障害者が暮らしやすい地域社会を実現するために、広報・啓発活動を行い、もってノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人放課後児童クラブひこうせん  
（変更後） 特定非営利活動法人正讃会

三 代表者の氏名

油 科 正 吾

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市稻荷四丁目二十番十五号

五 定款に記載された目的

（変更前） この法人は、草加市とその近隣の障がい児・者に対し、就学障がい児の放課後や長期休暇等の生活を豊かなものにするための事業を行うものとする。その中で、障がい児の発達の促進、社会的自立を促すとともに、障がい児・者と一般市民との交流と相互理解を深め、障がい児・者の生活の質の向上を図り、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。  
（変更後） この法人は、障がい児・者に対し、発達の促進、社会的自立を促し、生活を豊かなものにするための事業を行う。また、障がい児・者と一般市民との交流と相互理解を深め、障がい児・者の生活の質の向上を図り、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人就労支援スマイルワーク

三 代表者の氏名

武藤 五郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市赤見台一丁目三番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対し、職業能力の向上及び就業機会の拡充等の諸支援を行うことにより、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで、福祉の増進と社会の安定に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百二十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ポコ・ア・ポコ
- 三 代表者の氏名  
大野 奈美
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県上尾市藤波二丁目二百二十三番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、発達障害児・者、知的障害児・者に対し、放課後等デイサービス及び生活介護事業を行い、発達障害児・者、知的障害児・者とその家族の日常生活の充実に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人なでしこ保育研究所
- 三 代表者の氏名  
門倉 文子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県熊谷市柿沼九百四十番地一
- 五 定款に記載された目的  
現在保育所に課せられた子育て支援は複雑でかつ多様化してきている為そこに関わる保育者の高い力量が求められている。  
この法人は、乳幼児保育に携わる人々の保育の質の向上を図るための研究を行う。保育に関わる情報を収集検討し研究結果を発信する。また、乳幼児保育者の保育力及び親力を高め地域の子育て向上に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百二十五号

平成二十四年七月から九月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十四年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし



## 告 示

埼玉県告示第千四百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ベストライフ

三 代表者の氏名

岡 崎 千鶴子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県蕨市南町二丁目十六番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、身体障害者など社会的弱者と言われる人々に対し地域で自立して生活が出来る社会の実現を図るため障害者には自立支援、就労支援、高齢者には生活支援等の事業を行い高齢者、障害者の生活向上及び自立並びに、経済的向上を行い介護福祉、障害者福祉に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人SPORTS & LIFE ONE PIECE

三 代表者の氏名

河 井 英 明

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市松江三丁目三番二十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民・障がい児・障がい者を対象に体操教室・スポーツイベント・クラブ活動に関する事業を行い、発達保障、社会的自立を保障するとともに、障がい児・者と一般市民との交流と相互理解を促進し、地域と地域社会の向上に寄与することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第千四百二十八号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、  
埼玉県准看護師試験を次のとおり行う。

平成二十四年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

## 一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十五年 二月十七日（日）	埼玉県草加市学園町一丁目一番地 獨協大学

## 二 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

## 三 受験資格

次のイからへまでのいずれかに該当する者

- イ 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成二十五年三月に修業する見込みの者を含む。）
- ロ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十五年三月に卒業する見込みの者を含む。）
- ハ 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成二十五年三月に修業する見込みの者を含む。）
- ニ 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十五年三月に卒業する見込みの者を含む。）
- ホ 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣がハ又はニに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの
- ヘ 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、ホに該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

## 四 受験手続

### イ 提出書類

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十  
七条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

六千九百円を埼玉県収入証紙により納付すること

ハ 受付期日

平成二十五年一月十一日（金）

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時まで

ニ 受付場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館三階三〇一会議室

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十五年三月十三日（水）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十五年三月十三日（水）午前十時から四月十二日（金）まで

## 告 示

埼玉県告示第千四百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、見沼代用水土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	遠 藤 鏝 一	埼玉県久喜市菖蒲町三箇八八〇番地

# 告示

埼玉県告示第千四百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、箕和田用土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

## 一 就任

職名	氏名	住 所
理事	関 口	隆 埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百七十二番地一

## 二 退任

職名	氏名	住 所
理事	関 口	努 埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百七十四番地
監事	関 口	潔 同 同 同 同 百三番地

# 告示

埼玉県告示第千四百三十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十四年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一一 一一 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市上根六六三 一 外九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四百六十一・七平方メートル

## 告 示

埼玉県告示第千四百三十二号

入間市長から入間都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

埼玉県告示第千四百三十三号

草加市から草加都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年十月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉 田 学

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路 線 名 本庄妻沼線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
深谷市新戒字北堀二八九番一 地先から同市高島字本郷一九五番一 地先まで		区 間
一〇・六〇 三五・三二	五・八〇 一八・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
八六一・六八		延長 (メートル)
道路改築工事		備 考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年八月二十一日

指令川建セ第二四〇〇四五〇号

二 検査済証番号

平成二十四年十月十一日

川建セ第二四 五四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字江綱字稻荷町一四五二番三、一四五二番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字江綱一四五二番地三

小高 欣也

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十一年十二月十五日第四十四号で指定をした道路を次のとおり変更した。

平成二十四年十月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

一四		変更番号
建築基準法 第四十二條 第一項第四号		指定の変更に係 る道路の種類
平成二十四年十月 十六日		指定の変更の 年 月 日
変更後	変更前	指定の変更に係 る道路の位置
山二百八十五 五まで	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六八十六 一から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東 山二百八十五 一まで	
百二十七・八メートル	百二十五・〇メートル	指定の変更に 係る道路の延長 (単位メートル)
ル 四・五、六・〇メー ト	六・〇メートル	指定の変更に 係る道路の幅員 (単位メートル)

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十四年十月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

	指定番号
<p style="text-align: right;">第百一号 建築基準法 第四十二条 第一項第五号</p>	指定に係る 道路の種類
<p style="text-align: right;">平成二十四年十月 九日</p>	指定の年月日
<p style="text-align: right;">比企郡川島町大字中山字中廓二二九番三、二二三〇 番一四</p>	指定に係る道路の位置
<p style="text-align: right;">十一・四二七</p>	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
<p style="text-align: right;">四・二〇〇五・〇〇</p>	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十四年十月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

指定番号	一五
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十四年十月十六日
指定に係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字仲道八百七十八 百二十 八地先から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字仲道八百七十 八 一 一 地先まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	百二十九・〇メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	一・二メートル、五・ 二メートル

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち次の公共施設に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年十月九日

指令越建セ第二四〇〇三一一号

### 二 検査済証番号

平成二十四年十月十六日

越建セ第三七二一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代二丁目百十八番、百十九番

### 四 公共施設の種類、位置及び区域

道路等

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代二丁目百十八番の一部、百十九番の一部（第一工区

A、第一工区B）

### 五 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

太平ホーム株式会社 代表取締役 平子 繁

# 告 示

## 埼玉県教委告示第三十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年十月十九日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

### 一 日時

平成二十四年十月二十五日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

イ 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則について

ロ その他

# 告 示

埼玉県選管告示第五十六号

埼玉県議会議員補欠選挙（東第四区）を次により行う。

平成二十四年十月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 選挙期日 平成二十四年十月二十八日

二 選挙すべき議員数 一人

# 告 示

埼玉県選管告示第五十七号

平成二十四年十月二十八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第四区）における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十四年十月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

選挙長

埼玉県加須市上三俣二千七十一番地

橋本 松雄

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県加須市柳生二千三百十三番地五

加藤 博三

# 告 示

埼玉県選管告示第五十八号

平成二十四年十月二十八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第四区）につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十四年十月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十四年十月十九日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

# 告 示

埼玉県選管告示第五十九号

平成二十四年十月二十八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第四区）における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十四年十月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

七、七〇〇、 円